

町職員募集!



職種・採用予定者数

- ①一般行政職初級(身体障害者対象) 【1名】
- ②技術職(土木)初級 【1名】
- ③保育士職(保育士・幼稚園教諭有資格者)【若干名】
- ④保健師職 【1名】
- ⑤社会福祉士職 【1名】

受験資格

①一般行政職初級(身体障害者対象)

●次のすべての条件を満たす方で、学歴を問わない。

- ①平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方であること。
- ②身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までであること。
- ③活字印刷文の出題への対応ができること。
- ④自力により通勤ができ、介護者なしに職務遂行が可能であること。

②技術職(土木)初級

●平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方で、学歴を問わない。

③保育士職(保育士・幼稚園教諭有資格者)

●昭和61年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、保育士および幼稚園教諭の両方の資格を有している方、または平成27年春季までに当該資格を取得見込みの方。

④保健師職

●昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方で、資格を有している方、または平成27年春季までに当該資格を取得見込みの方。

⑤社会福祉士職

●昭和61年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方で、資格を有している方、または平成27年春季までに当該資格を取得見込みの方。

試験日時

9月21日(日)午前10時から

試験会場

千葉県立佐原高等学校

申込書の配布

7月1日(火)から役場2階の総務課で配布【午前8時30分～午後5時15分】

※土・日・祝日は、日直にお申し出ください。

- 町ホームページ(<http://www.town.tako.chiba.jp/>)からもダウンロードできます。
- 郵送により申込書を請求する場合は、住所・氏名を記した返信用封筒(A4サイズが入るもの)に140円切手を貼って、同封してください。

申込書の受付

7月29日(火)から8月15日(金)まで

※役場2階の総務課で受付(土・日は除く)【午前8時30分～午後5時15分】

※郵送の場合は、8月15日(金)の消印まで有効です。

お問合せ●総務課庶務係 ☎76-2611 (〒289-2292 多古町多古584番地)

新しい副町長を紹介します



くぼ としあき
久保 俊明

昭和37年1月生まれ
千葉市緑区在住

昭和60年4月 千葉県庁入庁
水道局管理部総務企画課
平成5年4月 衛生部保健管理課
平成9年4月 教育庁管理部総務企画課
平成12年4月 農林水産部農林水産政策課
平成16年4月 保健福祉部健康福祉政策課
平成18年4月 教育庁企画管理部教育総務課
平成20年4月 健康福祉部児童家庭課
平成24年4月 防災危機管理部危機管理課副課長
平成26年4月 防災危機管理部副参事(兼)危機管理課情報通信管理室長

7月1日から多古町副町長に就任いたしました。久保俊明でございます。

私は、鴨川市に生まれ育ち、現在は千葉市緑区に住んでおります。「多古町」について、これまで私が抱いていたイメージは、多古米というブランド力のあるお米の産地であり、自然に恵まれた歴史ある町というものでした。

これらは、今年で30回目を数える「ふるさと多古町あじさい祭り」や、祇園祭での「しいかご舞い」など先祖から受け継がれる町の文化や歴史を大切にしていることという町民皆様の思いからも伺うことができます。緑豊かで自然と歴史にはぐくまれた多古町の一層の発展のため、町長の補佐役としてその職責を果たしてまいります。

副町長の職責の重さと大きさを改めて痛感しつつ、皆様のご指導ご協力を賜りながら、全力投球で職務に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

税等の納付状況報告

(平成26年5月31日現在)

多古町政治倫理条例第6条第1項の規定により、町の特別職および議会議員の平成25年度の税等の納付状況を公表します。

職名等	氏名	町県民税	固定資産税	国民健康保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	水道使用料	農業集落排水使用料
町長	菅澤 英毅	○	○	○	-	○	-	○	-
副町長	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育長	柴田 洋	○	○	○	-	○	○	○	-
議長	所 一重	○	○	-	-	-	-	○	-
副議長	椎名 義光	○	○	○	○	-	-	○	○
議員 (議席番号順)	高坂 恭子	○	-	-	-	○	-	-	-
	鎌形 邦雄	○	○	○	○	-	-	○	-
	勝又 一徳	○	○	-	○	-	-	-	-
	山口 清	○	○	○	○	-	-	○	-
	木川 広昭	○	○	○	○	-	-	○	○
	那須 保秋	○	○	○	○	○	-	○	-
	菅澤 環	○	-	-	-	-	-	-	-
	土井 秀敏	○	○	○	-	-	-	-	-
	菅澤 昌則	○	○	○	○	-	-	○	-
	土井 清司	○	○	○	-	○	-	○	-
石渡 悦子	○	○	-	-	-	-	-	-	
加瀬 芳廣	○	○	-	○	○	○	○	-	

【表示例】「○」…当該年度に納付すべき額がすべて納付されている場合
「×」…当該年度に納付すべき額に未納がある場合
「-」…本人に納付義務等がない場合

- 国民健康保険税は、世帯主に課税されます。
- 介護保険料の表示について、国民健康保険に加入する40歳以上65歳未満の方は、国民健康保険税に介護保険料分が合算されて世帯主に課税されるので、納付義務がないという表記になります。

お問合せ●総務課庶務係 ☎76-2611